(様式3) 情報提供用シート 平泉町

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当	反映区
文 主 八 日	<u> </u>	文王17년	7V 101 (77 21 )		所属名	分
7月22日	1. 「平泉の	「平泉の文化遺産」は、国を越えた	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張	県南広域	経営企画	B: 1
	文化遺産」	人類共通の普遍的な価値がある遺産と	登録については、平成30年2月10日	振興局	部	
	の世界遺産	認められ、平成23年の第35回世界遺産	の県と関係3市町の申し合わせによ			
	拡張登録の	委員会において中心的な5資産が登録	り、引き続き、世界遺産追加登録に向			
	推進につい	に至りました。	けた取組を継続することとしていま			
	て	しかしながら「平泉の文化遺産」	す。			
		は、平泉町・一関市・奥州市にまたが	県としては、推薦書案の作成に向け			
		る全10資産が一体のものであり、町内	て極めて重要となる、調査研究に対す			
		においては、達谷窟、柳之御所遺跡	る財政的支援及び技術的支援につい			
		(岩手県管理)の2資産の拡張登録を	て、引き続き国に要望を行いながら、			
		目指しているところです。	関係市町と連携して、専門家委員会の			
		拡張登録につきましては、県と関係	開催や文化庁との調整など、推薦書案			
		する3市町において、追加登録に向け	の作成に向けた取組を継続していきま			
		た取り組みを継続することを申しあわ	す。(B)			
		せていますが、今後、推薦書案の作成				
		に向けてより一層のご指導と財政的な				
		支援を賜りますよう特段のご配慮をお				
		願いいたします。				
7月22日	2. 「平泉の	「平泉の文化遺産」は、平成23年の	「平泉の文化遺産」の中核をなす無	県南広域	経営企画	B: 1
	文化遺産」	第35回世界遺産委員会において登録が	量光院跡をはじめとする史跡地の公有	振興局	部	
	の保存管理	決議されました。	化、考古学的な発掘調査及びその成果			
	対策の推進	世界遺産委員会の決議では、『世界	を基にして実施する史跡整備に関し、			
	について	遺産条約履行のための作業指針』第172	市町が実施する場合については、国と			
		項に基づき「中尊寺大池跡」、「無量	ともに県も補助することにより、確実			
		光院跡」の復元整備計画とその実績を	な事業成果が得られるよう支援してい			
		イコモス(国際記念物遺跡会議)に提	るところです。			
		出すること、登録された資産間の眺望	この補助制度を活用した、世界遺産			
		の維持、さらには主要な道路改修の提	委員会で指摘された課題に対応するた			
		案には「遺産影響評価」を行うことな	めの史跡整備と並行して、「平泉の文			

	Т	T				
		ど保存管理について対策が求められて	化遺産」に係る包括的保存管理計画に			
		います。	基づく遺産影響評価を実施してきたと			
		近年、世界遺産委員会では、登録後	ころです。			
		の保存管理の在り方が重視されてお	今後も、世界遺産委員会やイコモス			
		り、本町としても着実に復元整備を行	からの指摘等への適切な対応及び保存			
		い世界遺産委員会の要求に応える必要	管理がなされるよう、史跡整備への財			
		があります。	政的な補助と並行して、専門的な助言			
		一方で、世界遺産委員会やイコモス	などの支援を継続していきます。			
		との調整、特にも世界遺産委員会に提	(B)			
		出する報告書(作業指針第172項に基づ				
		くもの) については、国・県の専門的				
		な助言ともに財政的な支援が必要とな				
		っておりますが、補助の枠組がない状				
		態です。				
		つきましては、今後も「平泉の文化				
		遺産」の保存管理対策の推進につい				
		て、より一層のご指導と財政的な支援				
		を賜りますよう特段のご配慮をお願い				
		いたします。				
7月22日	3. 柳之御所	柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、	柳之御所遺跡の整備については、平	県南広域	県南教育	B: 1
	遺跡の史跡	一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い	成 10 年度から史跡整備に向けて内容	振興局	事務所	
	整備につい	昭和63年度から開始されました。以	確認の発掘調査を開始し、平成 14 年			
	て	後、この調査は、全国的に注目される	度に整備基本計画を、平成 15 年度に			
		数多くの成果を挙げ、平成5年、建設	整備実施計画を策定し、平成 29 年度			
		省(当時)の大英断によって、保存さ	には堀外部地区を含めた形に整備計画			
		れることが決定し、現在に至っており	を改定しました。これらの調査・整備			
		ます。	計画に基づき、平成 17 年度から堀内			
		平成9年3月に国の指定を受けた柳	部地区についての史跡整備工事を行っ			
		之御所遺跡については、岩手県教育委員				
		会が平成10年度から本町に柳之御所遺	た平泉世界遺産ガイダンスセンターと			
		跡発掘調査事務所(当時)を開設し、	史跡公園との一体的な整備とするよう			
		内容確認調査を実施しております。整	南端部の整備工事を実施しました。本			

		<b>#</b> 31 → 2 → 5 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1	
		備計画については、平成13年度には整	年度は、堀外部地区の整備にかかる基			
		備基本構想、平成14年度には整備基本	本設計について進めているところで			
		計画、平成15年度に整備実施計画を策	す。			
		定しました。	史跡整備とともに、整備対象予定地			
		また、平成29年度に整備対象を堀外	(堀内部地区・堀外部地区)の約			
		部地区まで含めた形に改定し、岩手県	8.7ha の土地公有化については、平成			
		教育委員会による発掘調査、公有化等	13年度から実施していますが完了に			
		が進められております。	至っていない状況から、県としては、			
		しかし、柳之御所遺跡を堀内部・外	まず整備基本計画において整備対象と			
		部に分ける堀の外周部については、国	されている範囲の公有化及び整備につ			
		史跡指定範囲であるものの、整備対象	いて、最優先課題として取り組んでい			
		に含まれていない状況です。	きたいと考えています。(B)			
		つきましては、柳之御所遺跡が保存				
		されるに至った経緯等を考慮し、今後も				
		継続して岩手県教育委員会が、史跡指				
		定範囲を全面的に整備されるよう特段				
		のご配慮をお願いいたします。				
7月22日	4. 史跡等の	史跡等の文化財は、我が国の歴史と	国庫補助金については、全国的な災	県南広域	県南教育	A : 1
	整備・活用	風土の中で培われてきた極めて貴重な	害対応などもあり厳しい財政措置状況	振興局	事務所	
	予算等の拡	国民共有の財産であり、地域の歴史	が続いておりますが、岩手県における			
	充について	的・文化的なシンボルとなっていま	世界遺産関連の整備や修理等について			
		す。このため住民が地域の歴史・文化	は、令和5年度当初予算におきまして			
		に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現	も対象事業に対する財政措置を行い対			
		できる環境づくりを進めるために、積	応することとしています(A)。			
		極的に整備・活用することが強く求め				
		られております。				
		本町は多くの史跡や埋蔵文化財を有				
		し、これらの整備・活用を図り、その				
		価値を伝えていく責務があります。				
		特にも、世界遺産の構成資産である				
		特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺				
		境内の庭園の復元整備は、世界遺産委				

	Ī	T		T		ı	
		につきまして特段のご配慮をお願いい	さらに平泉文化研究にとって、柳之				
		たします。	御所遺跡の解明が最重要との認識か				
			ら、平成 10 年度から内容確認調査を				
			継続して実施しています。平成20年				
			度には遺跡隣接地に「平泉遺跡群調査				
			事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発				
			掘調査の進行管理、及び平泉研究成果				
			の蓄積を推進してきました。令和2年				
			度から、新たなガイダンスセンターの				
			設置を見据え、研究計画を更新して県				
			と国の研究機関との共同研究体制を強				
			化したところです。				
			- 県としては、こうした取組に基づき				
			ながら、令和3年度に開館した平泉世				
			界遺産ガイダンスセンターにおける研				
			究機能のあり方について、検討を進め				
			ていきたいと考えています。(B)				
7月22日	6. 文化財の	地域に眠っている文化財は、その地	令和2年度の「岩手県文化財保存活	県南広域	県南教育	В:	1
	保護・活用	域における歴史的・文化的なシンボル	用大綱」策定を承けて、現在、地域の	振興局	事務所		
	への支援に	となっています。今般の文化財保護法					
	ついて	改正によって、地域の文化財の総合	存活用地域計画」の作成に4市が取り				
		的・一体的な保存活用と次世代への継	組んでいます。「地域計画」により地				
		承のため、地域住民や子どもたちがそ					
		の価値に触れ、まちづくりや地域の活	進されるものと期待されます。				
		性化などに生かしていくことが求めら	1				
		れています。	に推薦された案件について、県の文化				
		世界遺産の裾野に広がる文化財の保	財保護審議会において候補リスト登載				
		存・活用の充実は当町に求められてい					
		る大きな課題であり、特にも町指定文					
		化財である長島月舘地区の『オダイシ					
	1	<u> </u>					
		サマ』と周辺部の県指定史跡への指定	現地調査等を経て、「岩手県指定文化				J

		や、未指定文化財の調査研究は、世界	財の指定・選定又は認定の基準」によ			1
		遺産の価値を更に深化することが期待				
		遺産の価値を乗に採出することが期待     されています。	は、県が同審議会に諮問し、その結果			
		つきましては、県指定・町指定を始				
		めとする文化財の保護と活用に際し、				
		地域の実情に即した財政支援の充実と				
		人的支援など特段のご配慮を賜ります				
		ようお願いいたします。	審議会委員等の専門家の指導・助言の			
			機会の確保に努めるとともに、文化財			
			の適正な保存及び活用を図るため、今			
			後も文化財保護事業補助金交付要綱に			
			基づいた財政的支援を行っていきま			
			す。 (B)			
7月22日	7. 平泉バイ			県南広域	土木部	B: 2
	パス南口交	して重要な路線であるとともに、岩手	化や地域間の交流・連携を促進し、快	振興局		
	差点から一	県南から宮城県北にかけての誘致企	適・安全な生活を支える道路として、			
	関バイパス	業、とりわけ自動車関連産業の物流や	一般国道4号の整備の重要性を認識し			
	大槻交差点	経済の主軸となっている幹線でありま	ています。このため、令和5年度政府			
	までの安全	すが、要望区間は積雪による路面の凍	予算提言・要望において、平泉バイパ			
	安心な交通	結、道路勾配がきついことによる大型	ス南口交差点から一関バイパス大槻交			
	確保を図る	車のスタックや速度低下に伴う交通混	差点間を含む一般国道4号の4車線化			
	整備につい	雑が発生している現状にあります。	について国に要望したところであり、			
	て	つきましては、安全安心で信頼性の	今後も国へ働きかけていきます。			
		高い幹線道路ネットワークを形成する	(B)			
		ため、4車線化や冬期速度低下対策等	また、急勾配区間については、冬期			
		を行われるよう国への働き掛けについ	に大型車等の走行速度が低下する状況			
		て特段のご配慮をお願いいたします。	であることから、国からは、安全安心			
			な道路交通を確保するため、立ち往生			
			するなどのスタック車両対策等、除雪			
			対応を強化していると聞いています。			
			(B)			

	T			T	T	
7月22日	8. 主要地方		主要地方道一関北上線は、国道4号	県南広域	土木部	A : 1
	道一関北上			振興局		C : 2
	7 7 7 7		しても重要な路線と認識しています。			
	県道相川平	川を結ぶ県道です。	平泉町長島字山王(さんのう)から			
	泉線道路改	主要地方道一関北上線については、	同竜ヶ坂(りゅうがさか)間の約			
	良事業につ	国道4号の渋滞回避ルートとして利用	1.9km 区間については、令和3年度に			
	いて	されており、通行車両が増加傾向にあ	「長島工区」として事業化し、令和4			
		り、近年交通事故が多発している現状	年度は詳細設計及び用地測量等を進め			
		にあります。	ました。今後とも地域の御協力をいた			
		つきましては、新たに事業採択され	だきながら、整備推進に努めていきま			
		ました平泉町長島字山王地内から同竜	す。 (A)			
		ヶ坂地内までの区間(1,930m)の路線	その他の区間については、早期の整			
		変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の	備は難しい状況ですが、交通量の推移			
		解消工事を早期に完了されますよう特	や公共事業の予算の動向等を見極めな			
		段のご配慮をお願いいたします。	がら総合的に判断していきます。			
		また、県道相川平泉線については、	(C)			
		広域観光ルートとしての利用以外に、	また、一般県道相川平泉線について			
		平泉スマートインターチェンジと国際	は、早期の整備は難しい状況ですが、			
		リニアコライダー建設予定地である一	国際リニアコライダーの実現に向けた			
		関市大東町を結ぶ最短路線であること	進展も睨みながら総合的に判断してい			
		から、今後大幅な交通量の増加が見込	きます。 (C)			
		まれます。				
		しかしながら、見通しの悪い急カー				
		ブや幅員が一部狭小であることから、				
		大型観光バス、大型車両の走行並びに				
		歩行者の安全確保に支障をきたしてい				
		る現状となっています。				
		つきましては、近隣市町村を結び広				
		域的なネットワークが形成されるよう				
		改良整備の促進について特段のご配慮				
		をお願いいたします。				

	- ( ) - ( )		(H ) (L = -1.)		1 1 1	1
7月22日	9. (仮称)	国道4号の宮城県栗原市金成から平		県南広域	土木部	C : 1
		泉町までの区間は、南北の幹線道路が		振興局		
	(西ルー	国道4号及び東北縦貫自動車道の2路	る認定要件を具備したものについて、			
	ト)の県道	線のみとなっており、国道 4 号が渋滞				
	昇格及び整	や通行止めになった場合には、大きな	県道に認定してきたところです。			
	備について	支障をきたしております。	要望のあった路線については、道路			
		これを解消するには、幹線道路をは	法上の認定要件及び県道と町道とのネ			
		じめとする道路網の整備を行い、緊急	ットワークの在り方や県道として管理			
		時の迂回路として十分な機能を果たせ	する必要性などを総合的に判断しなが			
		るようにする必要があります。	ら検討していきます。(C)			
		つきましては、栗原市金成を起点と	なお、奥州市前沢から北上市までの			
		し、一関市・平泉町・奥州市(衣川地	32.6km区間については、平成28年			
		区・前沢地区・胆沢地区)・金ケ崎町	4月1日に一般県道前沢北上線として			
		を縦断し、北上市を終点とする全線の	供用開始しています。			
		県道昇格と、広域的な整備の推進につ				
		きまして特段のご配慮をお願いいたし				
		ます。				
7月22日	10. 一関遊水	一関遊水地事業の小堤が整備され、	一関遊水地事業に伴う内水被害対策	県南広域	土木部	B: 1
	地事業に伴	出水時には北上川や県管理河川の水位	について、矢の尻川における強制排水	振興局		
	う内水被害	上昇が長期に続くことが想定されま	施設は国と調整を行い、工事を進めて			
	対策につい	す。	きたところであり、令和4年6月末に			
	て	また、ここ数年、局地的豪雨などに	完成したところです。			
		よる水害が頻繁に発生し、住民が不安	また徳沢川など小河川の内水対策に			
		に感じております。	ついては、貴町との調整を踏まえ、広			
		つきましては、安心して暮らせるま	域的な運用が可能な可搬式排水ポンプ			
		ちづくりの推進を図るためにも、徳沢	を平成 29 年度末に鈴沢川合流部に整			
		川など小河川の内水被害対策のために	備したところです。			
		移動用排水ポンプ車の増台について特	しかし、一定規模以上の降雨の際に			
		段のご配慮をお願いいたします。	は、可搬式ポンプの能力を超える内水			
			が発生することも想定されますので、			
			その際は、国土交通省が保有する排水			
			ポンプ車での対応も考えられます。			

			- 0 - 1 ) > 11 1 1 - 1 n4 A	1		
			このことから、県としても、昨今、			
			局地的な大雨が多発している状況を踏			
			まえ、移動用排水ポンプ車による対応			
			は有効と認識していることから、町と			
			連携を図りながら、今後も国と排水ポ			
			ンプ車の増台や円滑な運用について調			
			整を行っていきます。(B)			
7月22日	11. 一級河川	今日では河川は単に治水、利水の機	太田川沿川については、平成9年度	県南広域	土木部	A : 1
	太田川の河	能を持つ施設としてだけでなく、河川	までに達谷窟(たっこくのいわや)~	振興局		
	川環境整備	のもつ多様な自然環境や水辺空間が潤	姫待滝(ひめまちたき)の約 500m区			
	について	いのある生活環境の舞台としての役割	間において、河川改修と併せて水辺空			
		を期待されるようになってきておりま	間の整備を実施してきました。			
		す。	また、善阿弥(ぜんあみ)~要害			
		しかしながら、太田川の未改修区間	(ようがい)地区の約 700m 区間にお			
		において、法面の一部が崩落し、河川	いて、令和2年度に河道掘削・立ち木			
		の荒廃により、地域住民での環境整備	伐採を実施したところです。			
		もできない状況にあります。	県としては、御要望のあった法面崩			
		つきましては、潤いとふれあいのあ	落部の補修を令和4年度から行うとと			
		る良好な水辺空間の創出を図るために	もに、洪水時に堤防機能が発揮できる			
		も、河川環境の整備について特段のご	よう日常の維持管理に努め、地域住民			
		配慮をお願いいたします。	の御意見を伺いながら、良好な河川環			
			境の在り方について検討していきま			
			す。 (A)			
7月22日	12. 山菜等の	東日本大震災に伴う福島第一原子力	県では、山菜類の出荷制限の解除に	県南広域	林務部	B: 1
	放射性物質	発電所事故による放射能汚染は、山菜	向けて、国の「野生きのこ類等の出荷	振興局		
	に汚染され	等に対する汚染問題において町内をは	制限解除に向けた検査等の具体的な運			
	た農林産物	じめ県南地域の生産農家に甚大な被害	用」に基づき、平泉町とともにモニタ			
	対策につい	を与えております。	リング検査を継続して実施していま			
	て	このような中、岩手県におかれまし	す。			
		ては、町民や消費者が農産物の安全安	これまでの検査の結果、ワラビにつ			
		心に対する不安が解消されるよう鋭意	いては、近年、一部地域で放射性物質			
		努力されておりますが、山菜の一部	濃度の低減傾向が見られたことから、			

				7	,	
		(ワラビ)やキノコ類(野生)につい				
		ては出荷制限を受けており解除のめど	え、経過調査を実施しているところで			
		が立っておりません。	す。			
		つきましては、当町には「道の駅平	放射性物質濃度の低減傾向が見られ			
		泉」に農産物直売施設があり、地元消	なかった地域のワラビと野生きのこに			
		費者をはじめ観光客、トラック運転手	ついては、引き続き、早期出荷制限解			
		など多くの方々に利用されていること	除に向けて、町とともにモニタリング			
		から、安全な山菜等の産地直売体制の	検査を実施していきます。 (B)			
		確立に向けて、出荷制限を受けている				
		山菜等の早期制限解除に向けて、全面				
		的支援を行うよう特段のご配慮をお願				
		いいたします。				
7月22日	13. 放射能汚	東日本大震災に伴う東京電力福島第	県では、除去土壌等の処理に向け	県南広域	保健福祉	B: 1
	染問題に対	一原子力発電所事故による放射能汚染	て、その最終処分方法を含め、処理基	振興局	環境部	
	する適切な	は、事故から11年以上経過しても、健	準を早急に示すよう、国に対し引き続			
	対応につい	康に対する懸念や農産物被害など住民	<u> </u>			
	て	の不安を払拭できない状況にありま	なお、国では、平成30年度から埋			
	1 除去土壌	す。	立処分基準策定に向けた実証事業を行			
	等の処理基	また、国による除去土壌等の処分の	っているところであり、県としても情			
	準を早急に	見通しがはっきりしないことから、町	報収集に努めていきます。 (B)			
	提示するよ	として現場保管している除染土壌の処				
		分のほか、側溝土砂等の清掃・除染にも				
	* *	支障をきたしており、早急に除去土壌				
	だくこと	等の処理基準を明確にするよう国に求				
		めています。				
		自治体損害賠償については、東京電				
		カホールディングス(株)への直接の				
		個別賠償請求を行うとともに、第4回				
		目の原子力損害賠償紛争解決センター				
		への和解仲介申立も視野に入れなが				
		ら、東京電力ホールディングス(株)				
		との交渉を進めていきます。				

	T	_		1	1		
		以上のような状況を踏まえて、下記					
		の事項に対し、実施していただきます					
		よう特段のご配慮をお願いいたしま					
		す。					
		1 除去土壌等の処理基準を早急に提					
		示するよう国へ働きかけていただく					
		こと。					
7月22日	13. 放射能汚	2 放射線対策に要した経費は、自治	県では、原子力発電所事故に伴う放	県南広域	総務部	В:	1
	染問題に対	体に最終的な財政負担が生じないよ	射線影響対策に要した費用は一義的に	振興局			
	する適切な	う満額を東京電力ホールディングス	東京電力が負うべきものと考え、東京				
	対応につい	(株) が負担するよう働きかけてい	電力に対し、要した費用全てについて				
	て	ただくこと。仮に、東京電力ホール	賠償に応じるよう、市町村等と連携し				
	2 放射線対	ディングス(株)が負担しない場合	ながら、繰り返し強く求めているとこ				
	策に要した	は、特別交付税等による措置を国に	ろです。				
	経費は、自	要望していただくこと。	さらに、直接交渉だけでは東京電力				
	治体に最終		からの賠償が期待できない請求分につ				
	的な財政負		いては、市町村等と連携して原子力損				
	担が生じな		害賠償紛争解決センターに対して、3				
	いよう満額		次にわたり和解仲介の申立てを実施				
	を東京電力		し、同センターにおける審理を通じて				
	ホールディ		も、被害の実態に即した速やかな賠償				
	ングス		を求めてきたところです。				
	(株)が負		また、国に対しても、放射線影響対				
	担するよう		策について県及び市町村の負担となら				
	働きかけて		ないように全面的な対応を講ずること				
	いただくこ		や、県及び市町村が負担した放射線影				
	と		響対策に要した経費について、十分な				
			賠償を速やかに行うとともに原子力損				
			害賠償紛争解決センターの判断を尊重				
			して和解案を受諾するよう、東京電力				
			を国が指導するなど、必要な措置を講				
			じることを要望しています。 (B)				

				I			
7月22日	14. 有害鳥獣			県南広域	農政部	B :	1
		傾向にありますが、当町においても近		振興局			
	,	年、基幹産業である農業へ甚大な被害	策についての情報共有を図りつつ、有				
	について	を与え、非常に深刻な問題となってい					
		ます。	作物を守り、さらに集落に寄せ付けな				
		このことは農業者の高齢化、後継者	い地域ぐるみの対策を総合的に実施し				
		不足等による耕作放棄地の増加と相ま	ていくことが重要です。				
		ってシカ、ハクビシン、タヌキ等の被	県では、国事業の活用により、有害				
		害も増加していますが、ここ数年イノ	鳥獣捕獲活動や食害等の防止に向けた				
		シシによる被害が急増し、営農意欲の	電気さくの設置等を支援しています。				
		減退や耕作放棄、離農の増加につなが	また、「岩手県鳥獣被害防止対策連				
		る深刻な状況です。	絡会」や県南広域を単位とした「県南				
		鳥獣被害を減少させるためには、シ	地域野生鳥獣被害防止対策連絡会」を				
		カ、イノシシといった鳥獣を減少させ	設置しているほか、令和2年度より、				
		るとともに田畑や果樹地帯を含めた人	一関農林振興センターでは、平泉町と				
		間の生活域と、鳥獣の生息域を棲み分	一関市等をメンバーとした被害防止対				
		ける必要があり、電気柵設置等の対策	策会議を開催し、被害状況や被害防止				
		など有害鳥獣の捕獲に取り組んできま	対策の促進に向けた情報共有を重点的				
		したが、町単独での取り組みには限界	に行っております。今後とも他地域で				
		があります。	の優良事例の紹介や侵入防止柵の効果				
		つきましては、ドローンを活用した	的な設置方法の支援等を通じて地域内				
		農作物の集落環境調査などの支援を頂	の連携が図られるよう支援していきま				
		いておりますが、今後も県がリーダー	す。(B)				
		シップを取り、より一層の広域的かつ					
		抜本的対策を講じていただきますよう					
		特段のご配慮をお願いいたします。					
7月22日	15. 森林病害	森林病害虫(松くい虫)等防除事業	世界文化遺産の構成資産にある松林	県南広域	林務部	В:	1
	虫(松くい	につきましては、町内での発生当初か	やナラ林を森林病害虫被害から守るこ	振興局			
	虫及びカシ	ら継続して対策を実施してきました	とは、大変重要であることから、県で				
	ノナガキク	が、県北地域に拡大している状況であ	は、重要な松林への薬剤散布や、松く				
	イムシ)等	ります。	い虫・ナラ枯れの被害木の駆除、ナラ				
	防除(駆		枯れ被害を受けやすい高齢なナラ林の				

	1			T		, ,
	除)事業の	当町においては40数年にわたる防除	若い森林への更新などの取組を支援し			
	確保につい	事業を継続している中で、町全体とし	ています。さらに、令和3年度には、			
	て	ては被害量は減少している状況であり	大雪による折損被害を受けたアカマツ			
		ます。しかしながら、世界文化遺産の	の伐倒等の取組を支援したところで			
		コアゾーンである中尊寺や毛越寺の松	す。			
		林については、令和2年12月からの大	引き続き、効果的な防除ができるよ			
		雪により枝折れ等の被害が多く発生	う森林病害虫駆除事業予算の確保に努			
		し、病害虫被害が増える危険性が高ま	めていきます。 (B)			
		っている状況です。				
		寺院内の松林は素晴らしい景観を構				
		成する重要な要素でありますことから				
		前年度と同様の森林病害虫等防除(駆				
		除)事業の事業費確保をお願いいたし				
		ます。				
		また、平成28年12月に当町において				
		初めて「ナラ枯れ被害」が確認されて				
		以降、ナラ枯れ被害対策も松くい虫被				
		害対策同様に効果的な駆除及び予防も				
		含めた総合的な防除対策を講じる必要				
		があります。				
		つきましては、平泉町の世界文化遺				
		産という特殊性を考慮していただき、				
		事業費の確保に特段のご配慮をお願い				
		いたします。				
7月22日	16. 水田活用	産地交付金は、国から都道府県に対	主食用米の需要が毎年減少すること	県南広域	農政部	B: 1
	の直接支払	して配分する資金枠の範囲内で交付さ	が見込まれる中、需要のある他作物へ	振興局		
		れていますが、今年度、県から一関地	の転換を図り、需要に応じた生産を進			
	地交付金の	方農業再生協議会(構成市町:一関	めることが重要です。			
	予算配分に	市、平泉町)に対する当初配分(地域	令和4年度の本県への産地交付金の			
	ついて	枠)は、取組面積が増えたにも関わら	当初配分については、3年度の当初配			
		ず、過去2年度から24,700千円程度減	分(拡大加算分を除く基礎配分)と同			
			額が配分され、県では県枠メニューへ			
	I.	I .	1	I		

		額され、その活用方法(対象作物・単 価等)の設定に苦慮したところです。	の配分を最小限の2割にとどめ、残り の8割を各地域で特色ある農産物の生			
			産に充てられるよう各地域再生協に配			
		作と他作物を組み合わせた収益性の高				
		い水田農業の推進、地域の振興作物の	1 2 2			
		支援など、中山間地を多く抱える当地				
			いて必要な予算を十分に措置するよう			
		の取組に大きく寄与してきたところで	要望しているところであり、引き続			
		す。	き、農業者が安心して転換作物の生産			
		しかし、当初配分の減額に加え、通	に取り組むことができるよう、国に対			
		常実施される追加配分の減額も見込ま	し要望していきます。			
		れ、特色を生かした産地づくりに向け	(B)			
		た取組への影響が懸念されます。				
		ついては、地域の振興作物等の支援				
		が産地づくりに欠かせないことから、				
		産地交付金について、取組面積に応じ				
		て、当初から十分な予算配分を行うこ				
		とを国に対し働きかけるよう要望しま				
		す。				
7月22日	17. 企業誘致		1		経営企画	B: 1
	活動につい		関連産業を中心に産業集積が進んでお	振興局	部	
	て	連産業の集積地として、新規工場立地	り、今後も更なる集積が見込まれる			
		及び工場増設が相次いでおりますが、	中、産業用地が不足している状況につ			
			いては、県としても認識しているとこ			
		の本社・大衡工場(宮城県大衡村)と	ろです。			
		岩手工場(金ケ崎町)の中間に位置す				
		る地理的優位性に加え、平泉スマート				
		1	握を行いながら、市町村による産業用			
			地整備が円滑に行われるよう必要な支			
		が立地するにあたってのメリットが生	援を行っているところです。			
		み出されている今を最大の好機として				
			用を要することから、県では国に対し			

		捉え、引き続き新たな工業団地の整備	て、産業用地の整備に対する支援を行			
		を検討しております。	うよう要望したところであり、引き続			
		また、新型コロナウイルス感染症の	き国に働きかけていきます。			
		影響によって今後、企業のサプライチ	また、岩手県企業誘致推進委員会が			
		ェーン対策のための国内投資や多拠点	開催する研修会などを通じて、企業誘			
		化、都市部から地方への人材の移動な	致に関する情報やノウハウなどを共有			
		どの動きが加速すると予想されること	し、引き続き、貴町と連携して企業誘			
		から、多種多様な業種の立地を促進し	致に取り組んでいきます。(B)			
		て参りたいと考えております。				
		つきましては、新たな工業団地の整				
		備及び本町への企業誘致についてご支				
		援いただきますよう、特段のご配慮を				
		お願いいたします。				
7月22日	18. 国際リニ			県南広域	経営企画	B: 1
	アコライダ	度に行われた文部科学省による第2期	その学術的な価値だけではなく、科学	振興局	部	
	— (I L		技術立国と科学外交の実現、高度な技			
	C)の実現		術力に基づくものづくりの競争力強			
	について	解が示されたものの、素粒子物理学及				
			ノベーション拠点の形成等による世界			
	し、資金の					
	分担や研究		波からの創造的復興等につながる多様			
	参加に関す		な価値を有していることから、これま			
	る国際調整	, , , , =, , , , , , , , , , , , , ,				
		ると評価されたところであります。	り、東北ILC推進協議会など多くの			
		ILCの建設が実現すれば、世界最				
			となって様々な活動を推進してきたと			
			ころです。			
	国内外に表	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
	明するよう		おいて、国際協働研究・政府間協議に			
	働きかける	ベーション拠点の形成等が進み、世界	向けた取組が進められており、県では			
	こと。	に開かれた地方創生の実現が期待され				
		ます。	の「令和5年度政府予算等に関する提			

_		<u></u>	<u></u>			,
		つきましては、ILCの早期実現に	言・要望」に続き、11月にも以下の			
		向け、次の事項について要望いたしま	事項について要望を行いました。			
		す。	1 国際協力による加速器の研究開発			
		1 国に対し、資金の分担や研究参加	費等の予算を確実に確保すること			
		に関する国際調整等を速やかに進	2 関係省庁横断による連携を強化			
		め、日本誘致の意思を早期に国内外	し、国家プロジェクトとして政府全体			
		に表明するよう働きかけること。	で推進すること			
			3 日本政府が主導し、国際的な議論			
			を更に推進すること			
			令和5年度の政府予算案において			
			は、ILC関連予算として令和4年度			
			比で倍増となる 9.7 億円の予算が計上			
			されたところであり、今後とも関係団			
			体等との連携を図りながら、国家プロ			
			ジェクトとして、政府全体で推進する			
			よう引き続き国への働きかけを行って			
			いくほか、受入環境整備に向けた取組			
			やILC実現の機運醸成などに取り組			
			んでいきます。 (B)			
7月22日	18. 国際リニ	2 県が担う役割、関係自治体が担う	県では、ILCの実現及びILCの	県南広域	経営企画	B : 1
	アコライダ	役割を明確に示した上で、ILC東	多様な効果の地域への波及に向け、い	振興局	部	
	— (I L	北マスタープラン等に基づく受入れ	わて県民計画(2019~2028)に掲げる			
	C)の実現	に向けた一層の取組を進めること	ILCプロジェクトを推進しており、			
	について		令和元年に策定した「ILCによる地			
	2 県が担う		域振興ビジョン」に基づき、受入準			
	役割、関係		備、関連産業の振興や人材育成等の取			
	自治体が担		組を進めているところです。			
	う役割を明		また、貴町及び本県を含む関係自治			
	確に示した		体、大学等で構成する東北ILC事業			
	上で、IL		推進センターにおいては、建設候補地			
	C東北マス		周辺の道路等社会基盤や生活環境の整			
	タープラン		備方針など建設に必要な条件整備等に			

				,		
	等に基づく		ついて、ILC東北マスタープランも			
	受入れに向		踏まえ、実務レベルでの調査検討等を			
	けた一層の		進めており、今後も、それぞれの役割			
	取組を進め		分担のもと、受入れに向けた取組を進			
	ること		めていきます。			
			県としては、同センターをはじめ、			
			県内市町村や高エネルギー加速器研究			
			機構(KEK)など、関係団体等と連			
			携を図りながら、ILCの実現に向け			
			取り組んでいきます。(B)			
7月22日	19. 医師の働	令和6年4月から、医師(勤務医)	1 県では、医師の働き方改革と医療	県南広域	保健福祉	B: 2
	き方改革へ	に対する時間外・休日労働の上限規制	提供体制の確保の両立を図っていく	振興局	環境部	
	の対応につ	を設ける、いわゆる「医師の働き方改	ための課題を共有し、地域医療を守			
	いて	革」が実施される予定であり、医師を	る取組を推進する組織として、岩手			
	1 各保健医	はじめとする医療従事者の労働環境の	県市長会や岩手県町村会等を構成員			
	療圏域にお	整備が喫緊の課題となっております。	とする「医師の働き方改革の推進と			
	ける医療提	「医師の働き方改革」への対策とし	地域医療を守るネットワークいわ			
	供体制の現	て、現在の医療体制を維持するために	て」を発足させ、医療機関の好事例			
	状や課題を	は人員の増が必須となりますが、医師	を共有し、医療現場での取組の促進			
	整理し、各	の不足や偏在が顕著な当圏域におい	を図っているほか、働き方改革の推			
	圏域におけ	て、地域医療提供体制のさらなる縮小	進の必要性と医療提供体制の確保に			
	る「医師の	につながることが懸念されるところで	向けた取組などについて情報発信に			
	働き方改	あります。	取り組んでいます。			
	革」への対	また、個々の医療機関が医師の働き	また、医療従事者の勤務環境を改			
	応方針を早	方改革に対応しながら、地域医療提供	善するため「岩手県医療勤務環境改			
	急に検討	体制を維持していくためには、医師の	善支援センター」を設置し、社会保			
	し、示すこ	確保や住民に対する適正受診の呼び掛	険労務士等のアドバイザーや研修講			
	と。	けに加え、圏域内の医療機関における	師の派遣、勤務環境改善に資する設			
		機能分化(役割分担)の明確化や医療	備整備への補助などの支援のほか、			
	療圏域にお	機関の連携強化などの枠組みを定め、	医療機関が実施する、医療クラーク			
	いて中心的	早急に取り組んでいく必要がありま	の配置など医師の労働時間削減に向			
	な役割を担	す。				
	1	I	I.		1	

つ立の実る県救ン滑確ど体すて病役によ立命タな保医制るい院割果う病救一連す療をこるがをた、院急の携る提強と県そ確せ各とセ円をな供化。

つきましては、医師の働き方改革に 対応し、地域医療提供体制を維持して いくため、特段の措置を講じられるよ う次のとおり要望いたします。 記

- 1 各保健医療圏域における医療提供 体制の現状や課題を整理し、各圏域 における「医師の働き方改革」への 対応方針を早急に検討し、示すこ と。
- 2 各保健医療圏域において中心的な 役割を担っている県立病院がその役 割を確実に果たせるよう、各県立病 院と救命救急センターの円滑な連携 を確保するなど医療提供体制を強化 すること。

けた取組について、引き続き支援していきます。

(B)

2 岩手県保健医療計画では、公立病院の役割についてき地、「「へき地とどのできた。」、小児、高度・専門医療な医療・専門医療を関係を担う」としており、県立病院は、地域医療構想調整会議の設立を対して、民間や他の公立・図りない。とれぞれの地域で求められる役割を担っています。

また、それぞれの地域において必要な役割を担う県立病院と、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れている県内 4 つの救命救急センターが連携し、ドクターヘリもところにあるとで療体制を確保しているところ

			であり、こうした連携の下、引き続			
			き良質な医療提供体制の確保に努め			
			ていきます。(B)			
7月22日	19. 医師の働	3 医療機関(医師をはじめとする医	3 適正受診の呼びかけについては、	県南広域	保健福祉	A : 1
	き方改革へ	療従事者)の負担を軽減し、将来に	平成 20 年度から「県民みんなで支	振興局	環境部	B: 1
	の対応につ	わたって持続可能な地域医療提供体	える岩手の地域医療推進運動」を展			
	いて	制を構築するため、県民に対する適	開し、保健所単位でも各種研修会等			
	3 医療機関	正受診の呼び掛けをより一層強化す	での場を借りて県民に対する啓発活			
	(医師をは	るため、あらゆる手段を講じるこ	動を実施しています。令和4年度			
	じめとする	と。	は、中学生に向けた地域医療セミナ			
	医療従事	4 地域における小児救急医療体制を	一の開催や適正な救急利用やかかり			
	者)の負担	補完するためにも、岩手県小児救急	つけ医重要性をテーマとした『岩手			
	を軽減し、	医療電話相談事業(こども救急相談	県適正受診啓発マンガ みんなで守			
	将来にわた	電話)の受付時間を午後11時から翌	ろういわての医療!』の制作等を行			
	って持続可	朝まで延長すること。	うとともに、保健所単位では出前講			
	能な地域医		座等を実施することにより県民への			
	療提供体制		普及啓発を強化していきます。			
	を構築する		(B)			
	ため、県民		4 岩手県小児救急医療電話相談事業			
	に対する適		(こども救急相談電話) について			
	正受診の呼		は、令和5年2月1日から対応時間			
	び掛けをよ		を延長し、これまでの午後7時から			
	り一層強化		午後 11 時までの時間帯に加えて、			
	するため、		午後 11 時から翌朝 8 時までについ			
	あらゆる手		ても対応を行っているところです。			
	段を講じる		( <b>A</b> )			
	こと。					
	4 地域にお					
	ける小児救					
	急医療体制					
	を補完する					
	ためにも、					

岩手県小児			
救急医療電			
話相談事業			
(こども救			
急相談電			
話) の受付			
時間を午後			
11時から翌			
朝まで延長			
すること。			